

建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて

平成22年1月15日北開局工管第207号
最終改正 令和3年3月9日北開局工管第232号

開発監理部長
営繕部長 あて
各開発建設部長

北海道開発局長

北海道開発局の発注に係る建設コンサルタント業務等（「北海道開発局工事等競争参加者選定要領」（平成12年12月19日北開局工第333号。以下「選定要領」という。）別表の測量等契約に掲げるものをいう。以下同じ。）における共同設計方式の取扱いについては、下記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

なお、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年4月1日北開局工第27号）は、廃止する。

記

1 対象業務

次に掲げる方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。

- (1) 公募型プロポーザル方式（「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月29日付け北開局工第48号）による公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。）
- (2) 簡易公募型プロポーザル方式（「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年12月27日付け北開局工第173号）による簡易公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。）
- (3) 総合評価落札方式（「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について」（平成21年7月3日付け北開局工管第82号）の総合評価落札方式をいう。以下同じ。）

2 設計共同体の内容

設計共同体の内容は、次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分（選定要領別表の業種区分をいう。）の有資格業者（選定要領第6条の規定により有資格者とされた者をいう。）の組合せとするものとする。したがって、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。

(2) 業務形態

構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。

なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。

(3) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務ごとに、担当技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

3 設計共同体協定書

設計共同体協定書は、別紙1のとおりとする。

4 資格審査

(1) 支出負担行為担当官は、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式又は総合評価落札方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、手続開始の公示において、単体企業に加え設計共同体にも参加を認める旨を公示するものとする。

(2) (1)の公示が行われる場合、次の各号に掲げる事項を公示し、設計共同体に資格審査の申請を行わせるものとする。

ア 業務名、業務内容及び履行期限

イ 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

ウ 設計共同体の組合せ、業務形態及び代表者要件

エ 資格の有効期間

オ その他北海道開発局長が必要と認める事項

(3) (2)の公示は、別紙2の競争参加者の資格に関する標準公示例によるものとする。

(4) 資格審査は、資格審査の申請をする者に対し、競争参加資格審査申請書(様式1)を提出させるものとする。

競争参加資格審査申請書には、設計共同体協定書の写しを添付させるものとする。

(5) 競争参加資格審査申請書の提出があった場合は、その内容について資格審査を行い、適格なものを資格があると決定し、それ以外のを資格がないと決定する。

決定の結果については、資格決定通知書(選定要領様式2(イ)の資格決定通知書をいう。)により行うものとする。

(6) (5)による決定は、決定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。

5 参加表明書及び技術提案書における設計共同体の表示は、次のとおりとする。

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

6 契約書

(1) 契約書における受注者の表示

5に同じ。

(2) 契約書における消費税及び地方消費税の額の表示

ア 課税事業者のみで構成する設計共同体の場合は、契約金額に110分の10を乗じて得た額を記載する。

イ 課税事業者と免税事業者とで構成する設計共同体の場合は、契約金額のうち課税事業者の分担業務額に110分の10を乗じて得た額を記載する。

ウ 免税事業者のみで構成する設計共同体の場合は、記載しない。

(3) 契約書中に特記すべき事項

設計共同体と契約を行う場合においては、契約書中に次の事項を特記するものとする。

ア 「受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書に

より契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」

イ 「受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。」

7 設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い

設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合においては、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成10年3月24日付け事務連絡）を準用する。

附 則

この通達は、平成26年7月22日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年3月9日から施行し、令和3・4年度の資格審査から適用する。

設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、北海道開発局〇〇開発建設部の発注に係る〇〇業務（以下「業務」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、 年 月 日に成立し、業務の委託料の完了払を受けたときに解散するものとする。

2 業務を受託することができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

住所

〇〇株式会社

住所

〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品（契約書に規定する指定部分に係る成果品及び部分引渡しに係る成果品を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担（以下「分担業務」という。）は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同体が業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体構成員

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

北海道開発局〇〇開発建設部の発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円
〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体構成員

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇
 〇〇株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇

別紙2（競争参加者の資格に関する標準公示例）

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局〇〇開発建設部が発注する〇〇〇〇基本設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

〇年〇月〇日

北海道開発局長 〇〇 〇〇

◎調達機関番号 000 ◎所在地番号 00

1 業務概要

- (1) 業務名 〇〇〇〇基本設計業務
- (2) 業務内容 〇〇。
- (3) 履行期限 〇年〇月〇日

2 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、〇年〇月〇日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。【競争入札の場合は、「なお、〇年〇月〇日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時（簡易公募型競争入札の場合には、参加表明書の提出時）までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。」と記載する。】

(2) 受付場所

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011-709-2311 内線5480）

3 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（〇年〇月〇日付け北海道開発局長。以下「〇年〇月〇日付け公示」という。）1（工事区分及び業種区分）の（測量等）の業種区分について設計共同体としての資格があると決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 北海道開発局における業種区分「〇〇〇〇」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。【異なる業種区分の設計共同体を認める場合には、「北海道開発局における業種区分「〇〇〇〇」又は「〇〇〇〇」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。また、各構成員が〇〇設計共同体協定書第8条第1項において明示された分担業務に応じた業種区分の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。」と記載する。】
- ③ 北海道開発局長から〇〇開発建設部が発注する建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 〇年〇月〇日付け公示4（測量等）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

- 4 一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
3(1)②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、3(1)②の決定を受けていない構成員が3(1)②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、3(1)②の決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時【競争入札の場合は「開札の時（簡易公募型競争入札の場合には、参加表明書の提出時）」】までに3(1)②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。
- 5 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。
- 6 競争参加資格の有効期間
5の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
 - (1) 発注業務の契約の相手となった者
競争参加資格が決定されたときから当該業務の完了払を受けたときまで
 - (2) 発注業務の契約の相手とならなかった者
競争参加資格が決定されたときから当該業務の契約が締結された日まで
- 7 資格審査申請書類
 - (1) 提出書類及び提出部数
 - ① 競争参加資格審査申請書（設計共同体） 1部
 - ② 設計共同体協定書（副本） 1部
 - (2) 申請書類の作成に用いる言語
申請書類は、日本語で作成すること。
 - (3) 申請書類の入手方法
申請書類は、北海道開発局ホームページにおいて交付する。
- 8 その他
 - (1) 設計共同体の名称は、「○○○○基本設計業務△△・××設計共同体」とする。
 - (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（ ○年○月○日 付け支出負担行為担当官 ○○開発建設部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。【競争入札の場合は、(2)は記載しない。】

様式 1

受 付 番 号
—

競 争 参 加 資 格 審 査 申 請 書
(設計共同体)

年 月 日

北海道開発局長 殿

(ふりがな)
設計共同体の名称
設計共同体の代表者 郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名
メールアドレス

構成員の内訳

受付番号 (業者コード)	設計共同体の構成員の商号又は名称	本店所在地
—		
—		
—		

上記設計共同体の構成員全体の連帯責任により、〇〇〇〇業務 (業種区分〇〇〇〇) を共同して履行したいので、指定の書類を添えて競争参加資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- ・添付書類 設計共同体協定書 (写)